

# 山梨県公報

第一千八百八十九号

平成二十三年

十二月十二日

月 曜 日

## 目 次

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件).....	八三三
指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(四件).....	八三三
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件).....	八三八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	八三九

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 申請のあった年月日 平成二十三年十一月三十日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称 特定非営利活動法人マングローブ
  - 代表者の氏名 埴原 康
  - 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市篠原二千六番地
  - 定款に記載された目的  
この法人は、引きこもり・フリーター等の状態にある若者、職業選択の困難な低学歴若者者に対して、相談支援・就労支援に関する事業を行い、全ての若者が夢や希望を持って暮らすことが出来るよう若者の社会生活向上に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十三年十二月五日から平成二十四年二月四日まで

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 申請のあった年月日 平成二十三年十一月三十日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称 特定非営利活動法人がんフォーラム山梨
  - 代表者の氏名 若尾直子
  - 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市朝日二丁目十六番十九号
  - 定款に記載された目的  
この法人は、がんになった人及びその家族や関係者を含む山梨県民一般に対し、フォーラムや勉強会などを通じての医療環境向上のための啓発やネットワークの構築を行うことで、山梨県民が広く医療に参画することの重要性や情報提供・情報収集の必要性を認識し、ひいては山梨県の健康に対する意識水準の向上に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十三年十二月五日から平成二十四年二月四日まで

### ● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲府市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一(一) 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市草鹿沢町字眠久保一四三七、一四三八、一四岡田隆四一、一四四二、一四四三	

#### (二) 保安林として指定された目的

(三) 変更後の指定施業要件

水源のかん養

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
甲府市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十月二十五日農林水産省告示第二千二百号

二(一) 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の二一	岡田秀
甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の二二	岡田博男
甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の二三	岡田清春
甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の二四	岡田キクヨ
甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の六	山西政昭
甲府市竹日向町字松多子一四〇六	千野カツ子、前園ひとみ
甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の五	岡田七郎
甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の八	岡田親
甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の九	小田切睦子

甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三二一の二〇

岡田富美男

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
甲府市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十月二十五日農林水産省告示第二千二百号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一(一) 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市明野町小笠原字大内窪三三九四の三八八、三三九四の三八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	大内窪外吉字恩賜県有財産保護組合

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十月二十五日農林水産省告示第二千二百号

(二) 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市須玉町江草字源蔵一六七三三、字途中沢一七一一の二	小沢和一郎
北杜市須玉町江草字源蔵一六七三三	小澤健一
北杜市須玉町江草字源蔵一六七三四	小沢嘉幸
北杜市須玉町江草字源蔵一六七三四の二	小沢校次郎
北杜市須玉町江草字源蔵一六七三六、一六七三七、字途中沢一七一一〇	小澤邦芳
北杜市須玉町江草字源蔵一六七四〇の二、一六七四二の二、一六七四三の二	小澤隆倫
北杜市須玉町江草字源蔵一六八八一、一六八八九	小澤泰作

北杜市須玉町江草字源蔵一六八八四

小澤奥吉

北杜市須玉町江草字源蔵一六八八五

小澤勲三郎

北杜市須玉町江草字源蔵一六八八六、字途中沢一七一一二

小沢九八郎

北杜市須玉町江草字源蔵一六八九一、字途中沢一七一一九

小沢寅吉

北杜市須玉町江草字源蔵一六八九二

小沢龍二郎

北杜市須玉町江草字源蔵一六九〇六

三井浦吉

北杜市須玉町江草字源蔵一六九〇七

小澤保作

北杜市須玉町江草字源蔵一七一一八、一七一一九、一七一二〇

小澤浩典

北杜市須玉町江草字庄助一八三八七の二

小澤富野

北杜市須玉町小尾字柳沢四二二二

白倉団治郎

北杜市須玉町小尾字柳沢四二七五

小沢勝三郎

北杜市須玉町小尾字柳沢四二八〇

白倉熊治郎

北杜市須玉町東向字下屋敷二一七六の二

宮崎良作

北杜市須玉町比志字芦沢二七〇三

清水清隆

北杜市須玉町比志字芦沢二七〇四

有井勇治良

北杜市須玉町比志字芦沢二七〇五

鷹左右つやの、鷹左右道弘

北杜市須玉町比志字信行寺四四八一

日向新吉

北杜市須玉町比志字信行寺四五六八	小林円吉
北杜市須玉町比志字大野山六四九八の七二七	藤原利政
北杜市大泉町西井出字井富六六九九の一、六六九九の二、六六九九の三	小宮山雅子
北杜市大泉町西井出字井富六六七〇の一、六六七〇の七、六六七〇の八、六六七〇の九	斉藤誠
北杜市須玉町江草字庄助一八三八八の一	小澤明仁
北杜市須玉町比志字信行寺四四六九	小林亀久男

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
北杜市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- (四) 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十三年十月二十五日農林水産省告示第二千二百号

● 指定施業要件変更保安林の所在場所不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を韮崎市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

(一) 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
斐崎市穂坂町柳平字牛原二四八一	平賀静
斐崎市穂坂町柳平字牛原二四八四	宮川幸藏
斐崎市穂坂町柳平字牛原二四九三、二五〇一の一、二五〇一の三、二五〇一の五、二五〇二の一、二五〇三の一、二五〇三の三、二五一一	平賀文一郎
斐崎市穂坂町柳平字牛原二五〇六の一、二五〇六の三	平賀久男、平賀久徳、牧野久仁子、平賀久美、小林あき子
斐崎市穂坂町柳平字発地二〇〇二の一	平賀正道
斐崎市穂坂町柳平字牛原二五一四	平賀文字

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び斐崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十月二十五日農林水産省告示第二千二百号

（一） 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
葦崎市円野町下井字二の沢三二二一	細田象一
葦崎市円野町下井字二の沢三二二一、三三三三六	細田芳太郎
葦崎市円野町下井字二の沢三二二一、三三三三七の 一、三三三三七の二、三三三三九の一、三三三三九の二、 三三三三九	玉井愛子
葦崎市円野町下井字二の沢三三三三	山本泰次郎
葦崎市円野町下井字二の沢三三三四	中嶋美雄
葦崎市円野町下井字二の沢三三三六〇	内藤やすよ
葦崎市岩下字権ノ木八三二一	葦崎町農業共同組合
葦崎市神山町鍋山字八ツ俣二五三〇の一、二五三〇 の二	清水光志を
葦崎市神山町北宮地字成亥道二二四二一	駒井わたる
葦崎市神山町北宮地字成亥道二二四三三	岩本正和
葦崎市神山町北宮地字成亥道二二四四の一	田中只生
葦崎市清哲町青木字山田洞二八九二の二、二八九二 の四	青木組

（二） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（三） 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

（1） 葦崎市（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び葦崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（四） 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十月二十五日農林水産省告示第二千百号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を中央市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

（一） 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
中央市大鳥居字西の沢五五〇一	中橋伸一
中央市大鳥居字西の沢五五二二の一	福田喜六
中央市大鳥居字西の沢五五二五	佐野禎彦
中央市大鳥居字吉久入五五六九	中橋松重郎
中央市大鳥居字吉久入五五九七	横田哲也
中央市大鳥居字三間頭五六三八	小林平左衛門

（二） 保安林として指定された目的

(三) 変更後の指定施業要件  
水源のかん養

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

- 平成二十三年十月二十五日農林水産省告示第二千二百号
- 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
中央市関原字水上二四六一	河野まき
中央市関原字水上二四七〇	石原上豊

(二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十月二十五日農林水産省告示第二千二百号

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十三年十二月十二日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年十一月十四日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 有限会社横森興業
    - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市穂坂町三ツ沢二千三百四十五番地
    - 3 代表者の氏名 横森淑恵
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般一九）第六五九二号
  - 四 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十一月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十三年十二月十二日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年十一月二十一日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 有限会社トイダ工業
    - 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町西保中千七十六番地
    - 3 清算人の氏名 樋田勇二
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般二二）第七四六三号
  - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十一月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年十二月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年十一月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社いのまた
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市長塚二百七十番地
  - 3 代表者の氏名 猪股尚幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一九）第九一七三号
- 四 処分の内容 電気工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十一月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年十二月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年十一月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 根岸ステンス
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原百六十六番地一
  - 3 代表者の氏名 根岸守
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般二二）第九五〇一号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十一月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十三年十二月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中央市成島字町東一七四九の三、一七四九の六、一七四九の七、一七四九の八、一七四九の九、一七四九の一〇、一七四九の一、一七四九の二二及び一七四九の二三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

- 三 「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中央市井之口九百七十一番地の六 株式会社コーホー企画 代表取締役 依田 豊

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番